

後期健診等内容表

区分		内 容	
受診者 に対し 一律 に実施 する健 診の項 目	基本 的 な健 診 の項 目	既往歴の調査(服薬歴および喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状および他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール(※2)
		肝機能検査	GOT
			GPT
	γ-GTP		
	血糖検査※3 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖	
		ヘモグロビンA1c	
		随時血糖	
	尿検査※4	糖	
		蛋白	
	市町 独自の 追加健 診の項 目	貧血検査	赤血球
血色素量			
ヘマトクリット値			
心電図検査			
クレアチニン			
尿酸			
医師の判断で実施 する健診の項目	眼底検査※5		

※1 令和2年度以降の後期健診等においては、標準的な質問票に代わって新たに策定された「後期高齢者の質問票」を活用すること。質問票を使用する場合には、実施機関にて準備する。

※2 中性脂肪が400 mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価を行うことを可能とする。

※3 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定すること。なお、やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビンA1cを測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き、随時血糖による血糖検査を実施することを可能とする。

※4 腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合委託者から受託者に委託費用は支払われない)。

※5 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】の判定基準により行うものとし、受診者に十分な説明を行うとともに、委託元市町に送

付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

なお、高血糖者については、原則両眼の眼底撮影を実施し、所見が重症な側の所見を記載すること。

- ※6 健診の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と後期健診の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。